

教職員・学生生徒 各位

本学教職員・学生生徒の海外渡航に関する方針

依然、コロナ禍による海外への各種渡航制限が続いておりますが、文部科学省からの通知の趣旨を鑑み、限られた学園生活期間における学生生徒の海外での学修機会確保、ならびに教育研究の質向上のため、本学教職員・学生生徒の今後の海外渡航に関する方針として、以下の条件をすべて満たした場合に海外渡航を認めることとします。

1. 渡航先である国が日本からの渡航を認め、日本政府が渡航を許可している。
2. 渡航先である大学・高校・機関等が外国からの受入れを認めている。
3. 渡航先（国・地域）の外務省海外安全情報の危険レベルがレベル 1 以下である。
4. 渡航先（国・地域）の外務省海外安全情報の感染症危険レベルがレベル 1 以下、または、レベル 2 または 3 であり、その事由が新型コロナウイルス感染症の影響である。
5. 渡航先の感染状況を把握し、リスク（感染、入院等）および出入国時における隔離条件を理解している。
6. 学生生徒は保護者の同意を得ており、「海外渡航届」および「確認書」(※1) を提出している。
7. 海外旅行保険 (※2) に加入している。

◆注意点◆

- ・ワクチン接種の有無およびその回数により出入国時の隔離条件が異なるので留意すること。
- ・渡航前に、現地の医療体制および感染時の対応を確認すること。
- ・渡航後、現地のコロナ対策措置を遵守すること。

(※1) 《生徒》 高校指定のもの。

《学生》 下記国際連携室 HP よりダウンロードし、国際連携室に提出すること。

(※2) 《生徒》 高校指定のものに加入。

《学生》 大学が企画派遣する海外プログラムおよび国際学会等に参加する学生は、大学指定の「海外旅行保険／危機管理サービス」に加入。渡航 1 か月前までに国際連携室にて要申込。

上記以外の学生（私費留学、ワーキングホリデー、旅行等）は、任意の保険に加入。

《教職員》 法人指定の海外旅行傷害保険に加入のため、国外出張何書と併せて「同意書」等を担当部署に提出すること。保険の補償範囲は「同意書」に記載あり。

《方針に関する問合せ・学研災付帯保険/危機管理サービス申込先》

国際連携室（α棟 2F） 担当：大谷・田頭（092-606-8070）

《海外旅行保険【教職員用】問合せ先》

総務課 担当：庵原